

成年後見の実践例 から学ぶ研修会 その2



「紅葉、イチョウ」「ハロウィン」「栗、柿」

(県央福社会 未来わかまつ) 細川 一義さん

令和2年10月10日(土)・11日(日)
10:30~14:45

県央福社会
法人会議室

主催 NPO法人成年後見センター かけはし



“障がい者の後見”

成年後見の実践例から学ぶ研修会

その2

2020年10月10日(土)・10月11日(日)

10:30~14:45 (両日とも)*10:00 開場*

・会場：県央福社会 法人会議室

所在地：神奈川県大和市中央2-3-19 ウエストビルディング4階

アクセス：小田急江ノ島線・相鉄線「大和駅」下車、徒歩3分

・定員：最大15名

・参加費：1日 1,000円 (両日とも)



10
月
10
日
(土)

【制度】 10:30-12:00 『法人後見の現状と課題について』

講師：松村 直道 (認定NPO法人東葛市民後見人の会 理事長)

【特性】 13:15-14:45 『発達障がい者の自立支援の実践報告』

講師：浮貝 明典 (NPO法人PDDサポートセンターグリーンフォレスト地域生活支援部部长)

10
月
11
日
(日)

【制度】 10:30-12:00 『遺言公正証書と任意後見制度の利用の仕方』

～ 対談形式 ～

向川 純平 × 早田 賢史

(横浜法律事務所 弁護士)

(駿河台通り法律事務所 弁護士)

【特性】 13:15-14:45 『知的障がい者の行動特性を理解する』

講師：日詰 正文 (のぞみの園 事業企画局研究部 部長)

主催：NPO法人成年後見センターかけはし

【お申込み・お問い合わせ】 かけはし WAM 助成事業事務局：山賀・大場 (090-2484-5426)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について詳しくはホームページをご覧ください↓↓↓

神奈川県大和市柳橋2-1-26 ウイングシバタ 102

<http://www.kakehashi-tomonii.org/>

E-mail: info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp

TEL:046-244-5551/FAX:046-244-5534

☆お電話・FAX・メールいずれかの方法でお申し込みください。お問い合わせもお気軽にどうぞ

研修会 Ⅰ日目

10月10日(土)

松村 直道（まつむら なおみち）

1945年5月、群馬県太田市生まれ

千葉県我孫子市在住

連絡先：電話04-7182-0631、Email nmatsu@sc.dcn.s.ne.jp

略歴

県立太田高校卒、東京学芸大学学芸学部卒、東京大学大学院教育学研究科修了

東京都老人総合研究所研究員、茨城大学人文学部講師・助教授・教授、常磐大学コミュニティ振興学部教授、江戸川大学コミュニケーション学部特任教授を経て、現在に至る

主な社会貢献活動

我孫子市シニアクラブ連合会理事

我孫子市介護保険市民会議委員

茨城県社会福祉協議会総合企画委員会委員長

認定NPO法人東葛市民後見人の会理事長

内閣府エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動選好委員会委員長

主要著書

『住民運動の論理』学陽書房（共著）1976年

『都市政策と地域政策』東京大学出版会（共著）1990年

『地域福祉政策と老後問題』勁草書房（単著）1991年

『いばらきの高齢者はいま』茨城新聞社（編著）1992年

『エイジズム』法政大学出版会（共訳）1995年

『地域社会と産業変動』学文社（共著）1996年

『高齢者福祉の創造と地域福祉開発』勁草書房（単著）1998年

『介護予防支援と福祉コミュニティ』東信堂（単著）2011年

『震災・避難所生活と地域防災力』東信堂（編著）2012年

NPO 法人成年後見センターかけはし

「成年後見の実践例から学ぶ研修会その2」

【制度】「法人後見における人材育成と後見実務の実際」

認定 NPO 法人東葛市民後見人の会理事長 松村直道

はじめに

・ 当会の設立過程と現在

2010年7月、東京大学市民後見人養成講座修了生により、任意団体として設立
その後、NPO 法人、認定 NPO 法人になる

現在の後見活動：法定後見受任25件（累積35件）、任意後見契約9件（累積10件）

・ 法人後見とは

通常、後見人は親族や専門家が多いので、個人（自然人）が担うものと誤解されている。
実際は、社会福祉協議会や一般社団法人等の専門的な法人も後見活動を担っている。
当会の場合は、NPO 法人であり、社会貢献型の法人市民後見活動を担っている

1 当会全体の組織図と法人後見部の組織

(1) 当会全体の組織：会の拡大と共に組織の再編成が行われてきた（資料参照）

- ・ 設立当初は「運営委員会」が主体、その後は総務的な「業務委員会」に名称変更し
組織の専門分化が進む中で、業務委員会は、組織の心臓部として「案件審査とチェック」
に特化している。

(2) 法人後見部の組織：後見業務増加とともに部内の細分化が行なわれてきた（資料参照）

- ・ 現在は、後見活動の P-D-C-A に対応して、業務委員会—後見事務担当者グループ
—後見事務管理室・業務監査室—後見事務担当チームが対応（名称がやや紛らわしい）

(3) 法人後見の受任体制（付表1参照）

2 後見人の養成と研修のしくみ（概略）

(1) 後見人の養成：ほぼ毎年2か所で、市民後見人養成講座（4日間、28時間）の開催、
定員30～40名、これまで22回開催、修了者約800名

(2) 研修のしくみ：養成講座修了者が対象、実務研修（月1回合計10回、30時間）、
スキルアップ研修（現任研修、月1回、演習形式、20～30名参加）

NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その2」

3 法人後見の受任手順（1） 後見ニーズの発掘と対応（付表2参照）

（1）成年後見無料相談会の開催（チラシ参照）

①広報と相談受付

- ・市の広報、社協や地域包括を通じて、案内する。毎月1回、6市の所定の場所で開催、

②相談員と相談対応

- ・相談員は「相談シート」に相談内容を記載し、業務委員会に提案する

（2）社会福祉協議会、地域包括支援センターからの要請

- ・社協や地域包括との日常的な交流の中で、そこでの相談が後見ニーズとして顕在化する

（3）市長申立て

- ・市社会福祉課とは定期会議を実施、地域福祉計画の中で、潜在的な後見ニーズがわかる
- ・生活保護や生活困窮者は、市長申立てとして依頼される件数が増加。社協は業務多忙化。

4 法人後見の受任手順（2） 後見受任の要件と後見実務担当者

（1）後見受任の要件

- ・紛争性がないこと。身上支援と日常的な金銭管理が中心。一定の報酬が見込まれる。
- ・市や保健医療福祉関係者と調整が整っている。
- ・高額財産所有者の場合は、複数後見、監督人の選任、後見制度支援信託を利用

（2）後見実務担当者の登録と編成

- ・担当者は、正会員であり、実務研修等を終了し、法人後見部に登録されていること
- ・担当者は、原則として、担当理事・正担当者・副担当者の3名体制で編成する

（3）担当者の任命

- ・担当者は、支部長その他の推薦により、理事長の承認を得て業務委員会で決定する。
- ・担当者は、「後見業務マニュアル」、「市民後見人の行動規範」を順守する

5 家裁への報告と後見実務担当者の後方支援（資料：後見開始以降）

（1）後見開始と家裁への報告

- ・開始申立て

家裁から「審判」書が届く→「任命証書」発行、2週間後に審判確定

後見業務のための登記：登記事項証明者の取得→申立人（被後見人側）との引継作業

NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その2」

- ・初回報告

- 審判が下りてから、概ね2ヶ月以内に、後見事務計画を家裁に提出

- ・月次報告：当会独自の方式、

- 毎月、後見業務の報告書を、業務委員会に提出する。業務内容の精査と確認

- ・定期報告

- 後見開始1年後に、家裁に所定の報告をする

(2) 後見実務担当者の後方支援体制（別紙1参照）

①後見事務管理室の役割

- ・後見事務担当者から提出された「月次報告書」を確認する

②重要物の管理と財産管理室

- ・法定後見・任意貢献に関わる重要物の保管・管理

③後見報酬と謝礼金の支払い

- ・後見報酬は本部会計に納入され、後見人への謝礼は規定に基づき支払われる

④その他：損害保険への加入、緊急時の対応、苦情処理、個人情報取り扱い、法令及び倫理規定の遵守、

6 後見実務の実際、（配布資料に基づき説明、資料は「取扱い注意」「コピー禁止」です）

(1) 後見アセスメント

- ・被後見人の健康情報等、後見業務を始めるにあたり、基本的な項目を確認、適宜更新

(2) 後見活動と記録作成

- ・原則として、毎月2回被後見人を訪問し、担当者3人で「後見活動記録」（支援内容、現金・預金出納表）にまとめ、業務委員会に報告する

(3) 後見支援プランの作成

- ・身上支援重視の後見活動を進めるには、中期的な支援プランが必要である。施設側のケア計画、家族や関係者の意見聴取を踏まえて作成する。適宜更新

NPO 法人成年後見センターかけはし

「成年後見の実践例から学ぶ研修会その2」

7 法人後見の長所と短所

後見活動を「する」側と「される」側では、評価の視点が異なる。また、専門的な法人と当会のような「法人市民」でも異なる。以下は「法人市民」活動の側からの評価です

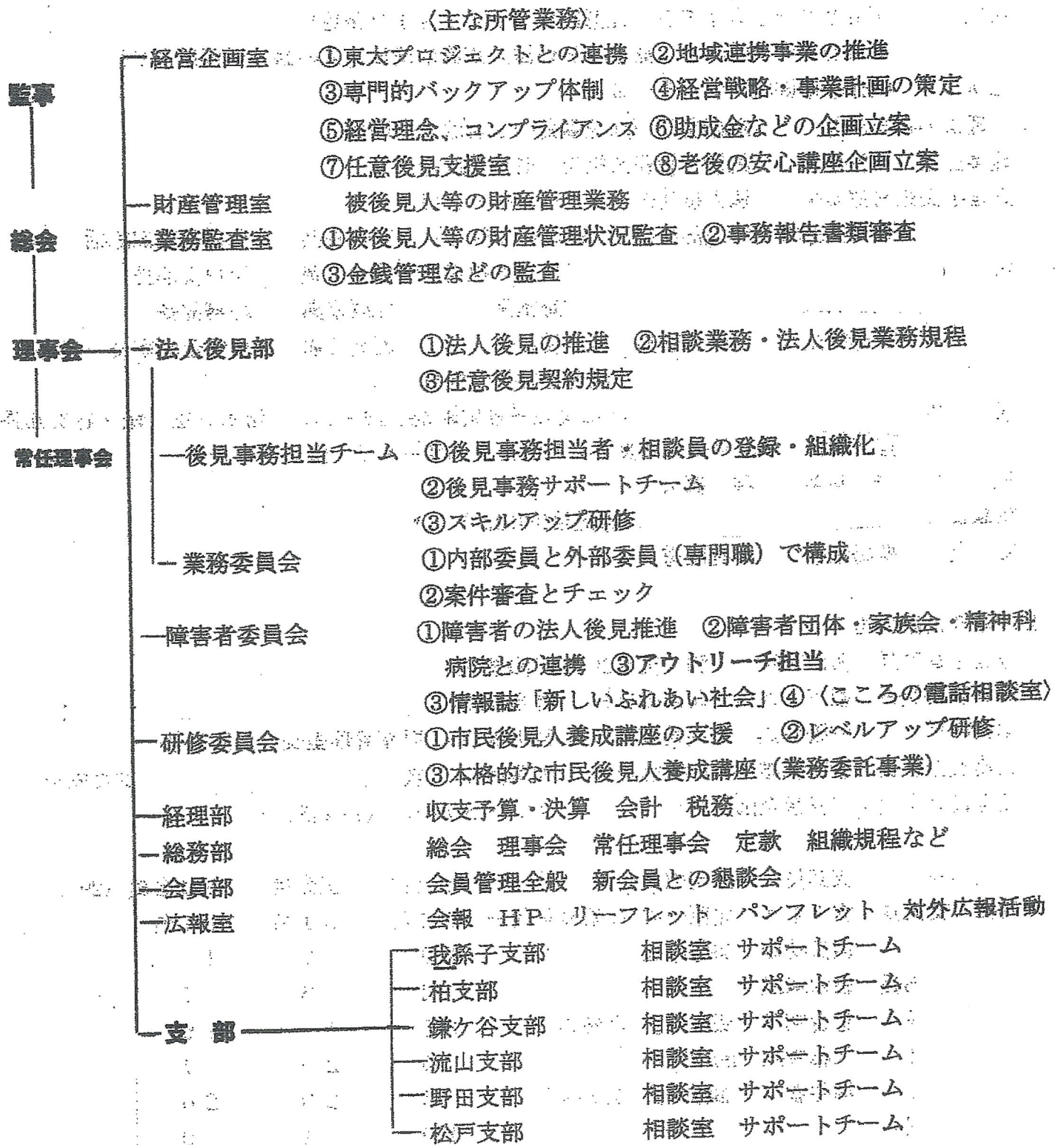
(1) 長所

- ①長期にわたり、継続的な支援が可能です。
 - ・法人で受任しているので、後見人が事故等により、業務が不可能になっても、代替可能な会員がいるので、支援の継続が可能です。当会の場合、3名体制でチームを組んでいるので、被後見人との親密な人間関係が崩れることはありません。
- ②多様な後見ニーズに対応できる
 - ・有資格の後見人候補者が約80名いるので、被後見人の特性（地域性、課題性）に応じて適任者を選任できる
- ③安定した後見活動を実施できる
 - ・3名体制なので、特定の個人の個性により後見活動が行われることはありません。支援活動の見直し、修正が適宜行われています。
- ④近隣住民の感覚で、後見人に対応することができる
 - ・マッチングの際、後見人は同じ市内の居住者を選ぶようにしていますので、地域ネットワークを利用した後見活動が可能になります。
- ⑤後見人ひとり当たりの負担が少なく、余裕をもって活動できる。
 - ・一人で後見活動をする場合、多様な課題を背負うのでストレスが多くなる。当会は3名体制なので、ゆとりをもって活動ができる。困難ケースの場合、支援体制ができています。

(2) 短所

- ①被後見人の身上支援を、専門的な能力や視点で対応できない。
 - ・当会の会員の多くは、サラリーマンOBや主婦であり、これまでに職場や地域生活の中で培った経験や知恵が当会の持ち味である。従って、研修の継続により後見人としての資質は向上するが、専門職には及ばない。
- ②多額の財産管理を有する市民に、独自に対応できない
 - ・多額の資産を有する被後見人の場合、当会はそれに対応できる組織になっていない。

別表2 認定NPO法人東葛市民後見人の会の組織図 (29年5月現在)



- ①各支部 →相談室及びサポートチームを設置する。
- ②任意後見契約の支援 →経営企画室内の任意後見支援室が担当する。
- ③業務委員会(内部委員) →サポートチーム委員を中心に構成する。

法人後見部

[redacted] (代表理事・副理事長)

法人後見部連絡会議 法人後見業務全般に関する企画・立案
法定後見・任意後見、規程集など

後見サポートチーム 業務に関する相談機関、法人後見部長が任命する
申立支援、特殊・異例事務、相続遺言、遺産分割
協議、任意後見契約の相談・支援

後見事務担当者グループ [redacted] (担当理事、正・副担当)

後見事務担当チーム ~~副部長~~ (理事)
スキルアップ研修の企画・運営
相談員・後見事務担当者証の発行・更新
登録書、守秘義務に関する誓約書管理

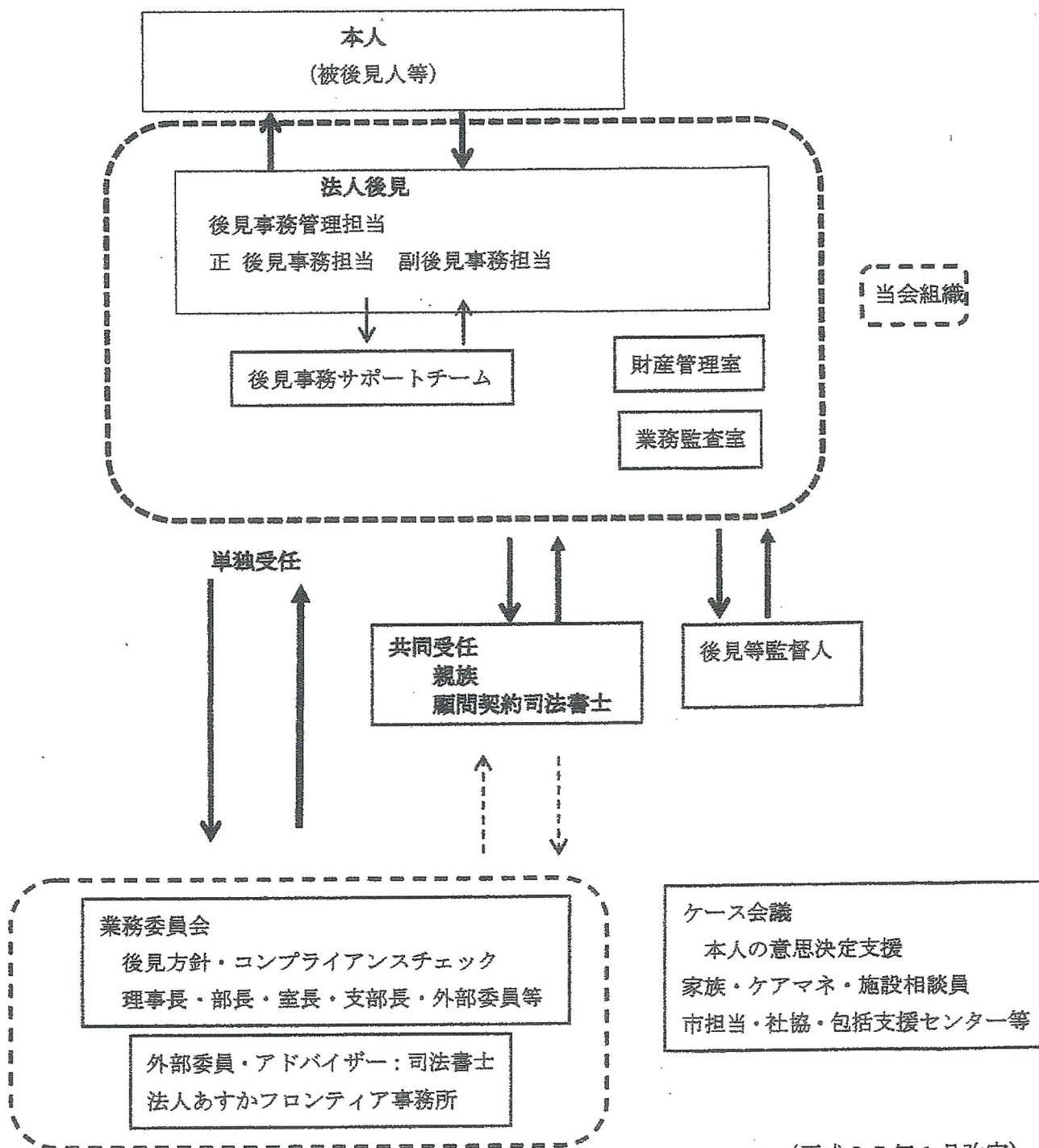
後見事務管理室 [redacted] (理事)
後見活動記録、収支表、現金預金出納帳などの
月次チェック
管理資料の整備とセンターファイル
業務規程、業務マニュアル等の整備
家裁提出の後見事務担当者リストの管理

業務委員会 [redacted] (理事)
後見受任事案の受任の可否の検討 (任意後見を
含む)、妥当性の審査
後見事務担当者の選任・任命書の発行 (マッ
チング会議)
業務委員会の委員 (部外委員を含む) は別に指名する。

財産管理室 [redacted] (理事)
法定・任意後見に係わる重要物 (被後見人の財産
等) の保管・管理 重要契約書類の保管・管理
任意後見に係わる預託金の管理と報告

付表1

認定NPO法人東葛市民後見人の会 法人後見受任体制



(平成25年1月改定)

(平成27年1月改定)

(平成27年1月改定)

(令和2年5月改定)

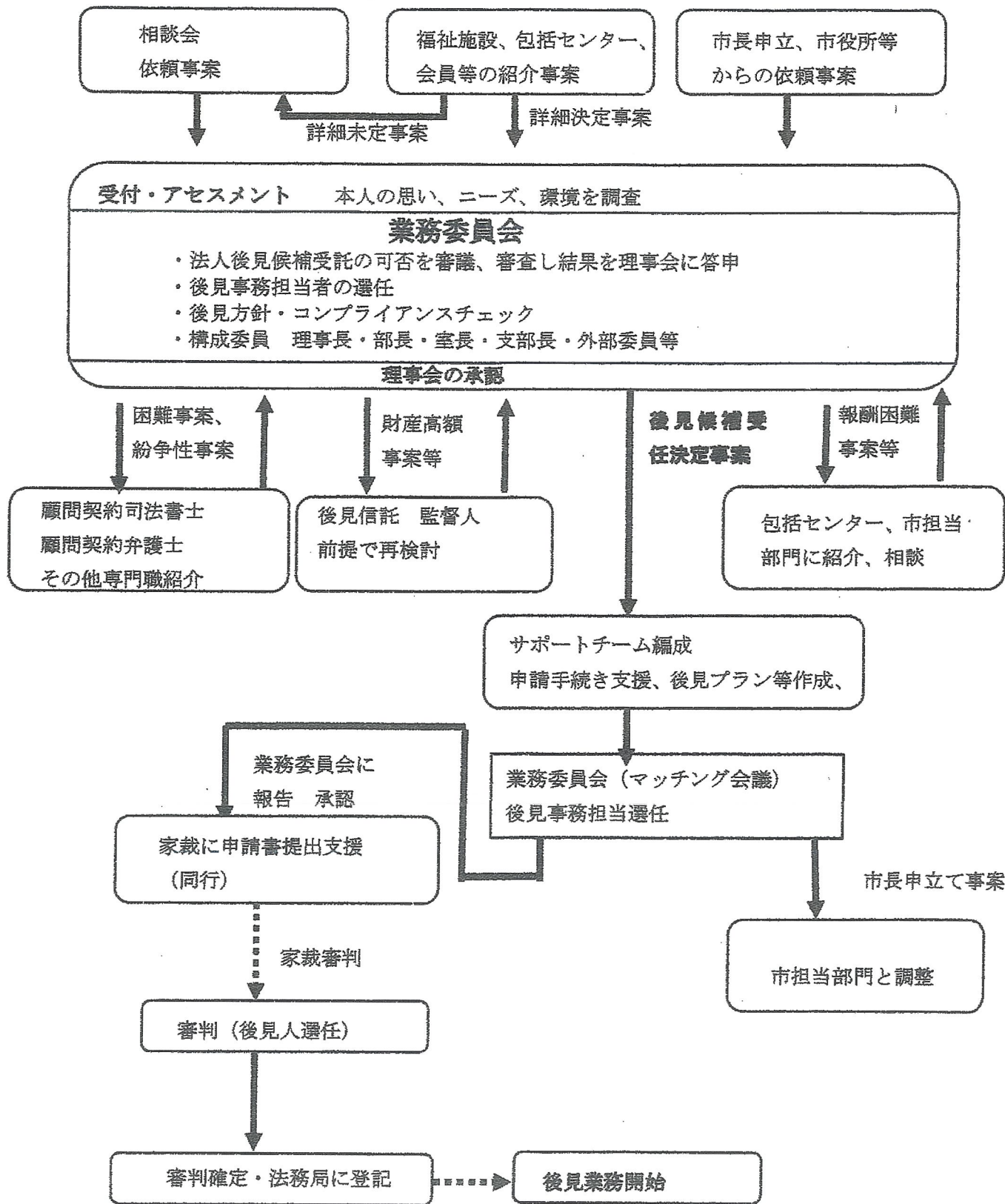
付表2

(平成25年1月改定)

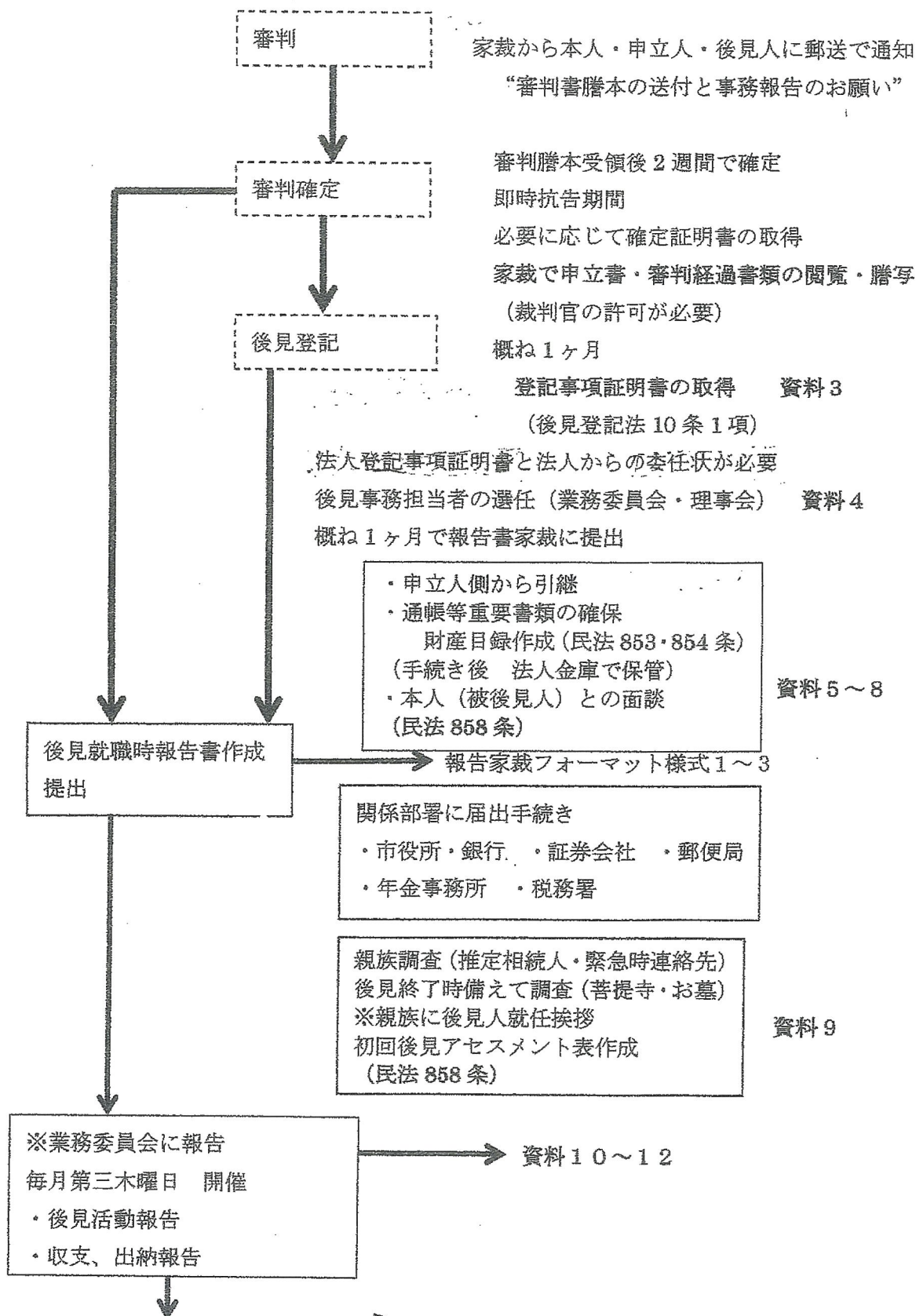
(平成27年4月改定)

(令和2年5月改定)

法人後見受任手順



後見開始以降： 後見事務の流れの学びなおしと体験報告（就職時・1年目）



浮貝 明典（うきがい あきのり）

経歴

自閉症者の人の日中の支援員（現生活介護事業）を経て、横浜市の運営委員会型グループホームの職員として勤務。

親亡き後を見据えた、重度・最重度の知的障害をもつ自閉症の人の複数グループホームの総合運営化、現 NPO 法人の立ち上げから、横浜市発達障害者支援開発モデル事業において発達障害の人の生活支援であるサポートホーム事業（2012 年に事業化）を担当。



2020年10月10日
NPO法人成年後見センターかけはし主催

発達障害者の自立支援の実践報告 ～成年後見の実践例から学ぶ研修会その2～

特定非営利活動法人
PDDサポートセンター グリーンフォレスト 浮貝明典

PDDサポートセンター グリーンフォレスト

- ◆設立:平成17年11月8日
- ◆理事長:志賀利一
- ◆理念:診断名や障害程度にとらわれることなく、支援を必要とする人に、自分たちで何ができるか考え、社会生活支援を行う

【主たる事業】

- ◇共同生活援助事業「平成24年8月～(運営委員会型としては平成6年～)」
 - ・ 重度知的障害のある自閉症の人のグループホーム 3か所
 - ・ 発達障害の人のグループホーム 3か所
- ◇横浜市発達障害者サポートホーム事業「平成24年11月～」
 - ・ 発達障害者支援開発モデル事業(平成21～23年度)を経て事業化
- ◇指定特定相談支援事業「平成30年10月～」
 - ・ グリーンフォレスト相談室

自己紹介「役員等」

- ・ PDDサポートセンター グリーンフォーレスト 副理事長
- ・ 横浜市発達障害サポートホーム事業 コーディネーター
- ・ 静岡県東部発達障害者支援センター「アスタ」 非常勤
- ・ 横浜市グループホーム連絡会 副会長
- ・ 横浜市後見的支援制度検証委員会 検証委員
- ・ 一般社団法人 横浜市自閉症協会 理事
- ・ 特定非営利活動法人 オフィスウイング 理事

自己紹介「執筆・図書関連」

LD/ADHD 2011年1月号 明治図書



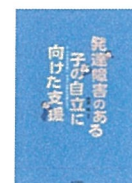
児童心理 2013年12月号臨時増刊 金子書房



臨床心理学 2014年9月号 金剛出版



「発達障害のある子の自立に向けた支援」 2015年3月 金子書房



必携「発達障害支援ハンドブック」 2016年9月 金剛出版



厚労省科学研究事業

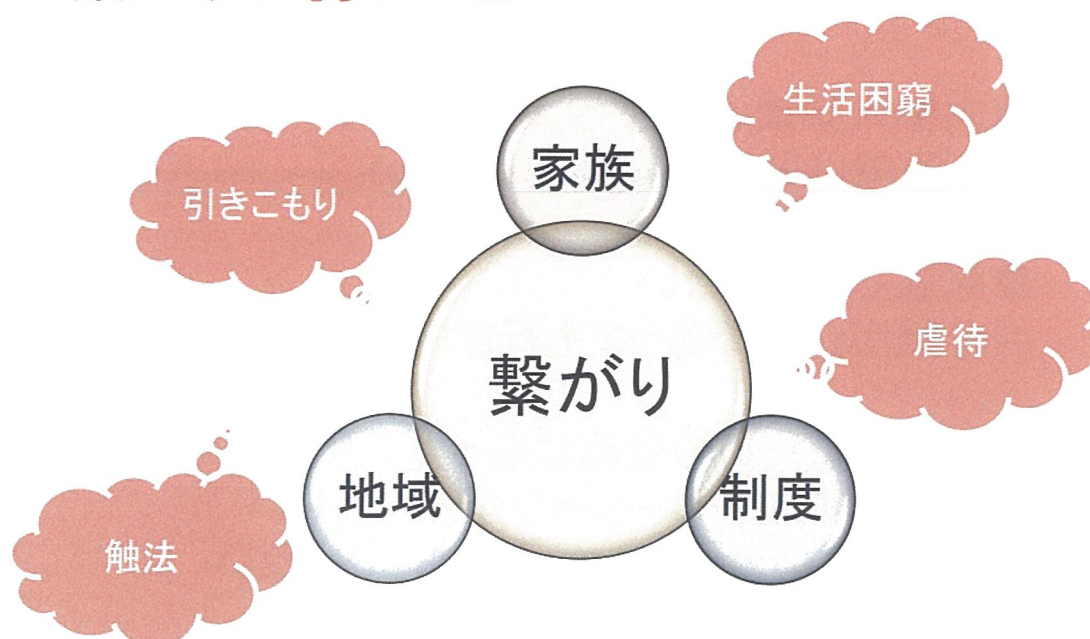
- ・「成人期以降の発達障害者の相談支援・居住空間・余暇に関する現状把握と生活適応に関する支援についての研究」
研究代表者 中京大学 辻井正次（平成24年4月～平成27年3月）
- ・「訪問による自立訓練（生活訓練）を活用した地域移行及び地域生活支援の在り方に関する研究」
研究代表者 早稲田大学 岩崎香（平成27年7月～平成28年3月）
- ・「障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用のあり方に関する研究」についての研究協力
研究代表者 国立のぞみの園 遠藤浩（平成28年8月～平成30年3月）
- ・「総合支援法の見直しに向けたサービスの実態把握及びその効果の検証のための研究」
研究代表者 国立のぞみの園（平成30年8月～令和2年3月）

アプリ化に向けて

- ・ ORISTEX 安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築プロジェクト
- ・ ◇アプリを活用した発達障害青年成人の生活支援モデルの確立
- ・ ◇中京大学 現代社会学部辻井研究室
- ・ ◇発達障害成人は、社会的孤立リスクが高く、現状の福祉サービスの網からこぼれやすく、精神科疾患の合併もあり、日常での支援を得やすくすることが必要とされている。
- ・ 本プロジェクトでは、発達障害のアプリを開発して、日常生活のスキルや就労に必要な社会的スキル、あるいは、精神科疾患合併リスクにつながるメンタルヘルス等を当事者自身が把握し、彼らの地域生活を支援していく。また、日常生活での関心や余暇スケジュール等の把握を通じ、当事者同士のつながりを作っていく。アプリの活用によって、支援者も支援の基本的な手法等の習得等、人材育成につながる。開発したアプリを全国のさまざまな事業所で利用し、支援における利便性を高め、全国どこでも一定レベルの状態把握から支援計画の立案や支援につなげられる仕組みを構築していく。

発達障害の人の生活と支援

繋がりが弱いこと



福祉サービスに繋がっても課題はある

実家暮らし(親亡き後の問題)

生活でのトラブルが絶えない講師謝礼

GH等で他の入居者、支援のミスマッチ



家族や地域、制度(社会)との繋がりはある

支援機関がもつ生活面での課題

■ 大学入学後の寮生活

⇒ 実家では問題が顕在化しにくい

■ 家族との折り合い

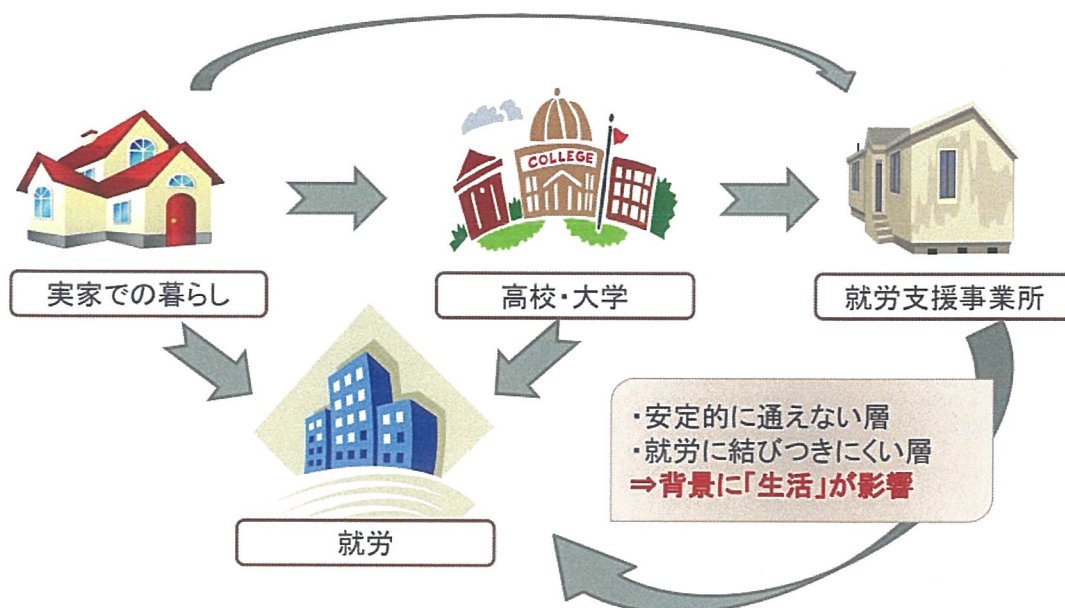
⇒ 分離が必要であっても行き場所がない

■ 生活するための就職になっていない

⇒ 仕事へのモチベーションが保ちづらい

⇒ 就職していれば「自立」「安心」ではない

就労支援だけでは難しい



生活体験と生活支援の必要性

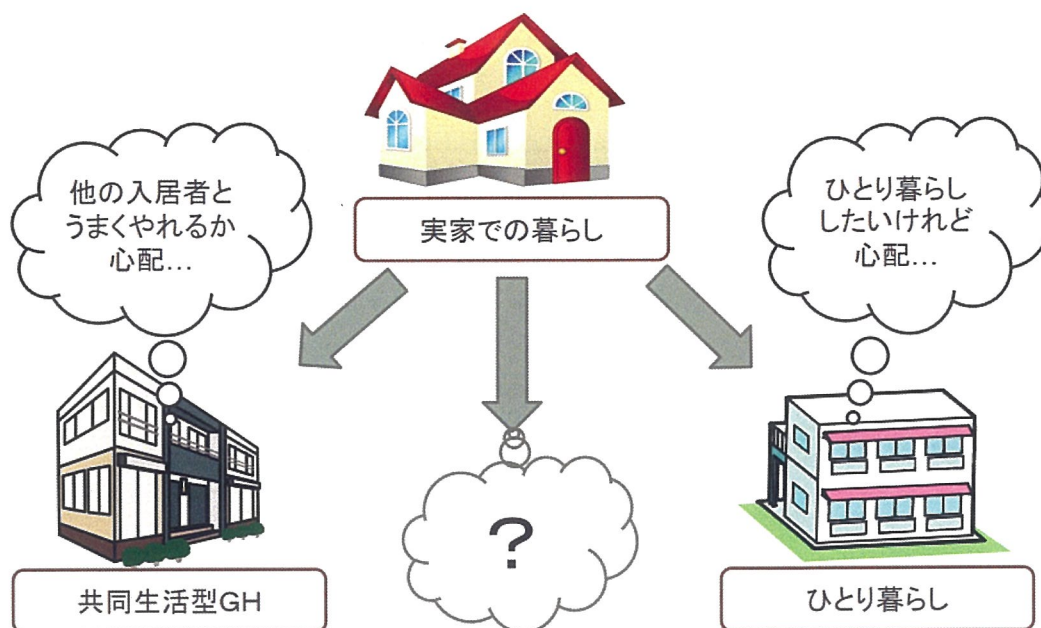
- ①発達障害に特化した社会資源の少なさ
- ②本人とまわりの困り感の違い
- ③自分に支援が必要だと気づきにくい

・生活支援の必要性は認識されず、支援に繋がりにくい
・体験の場がない、問題が起きてから繋がってくる

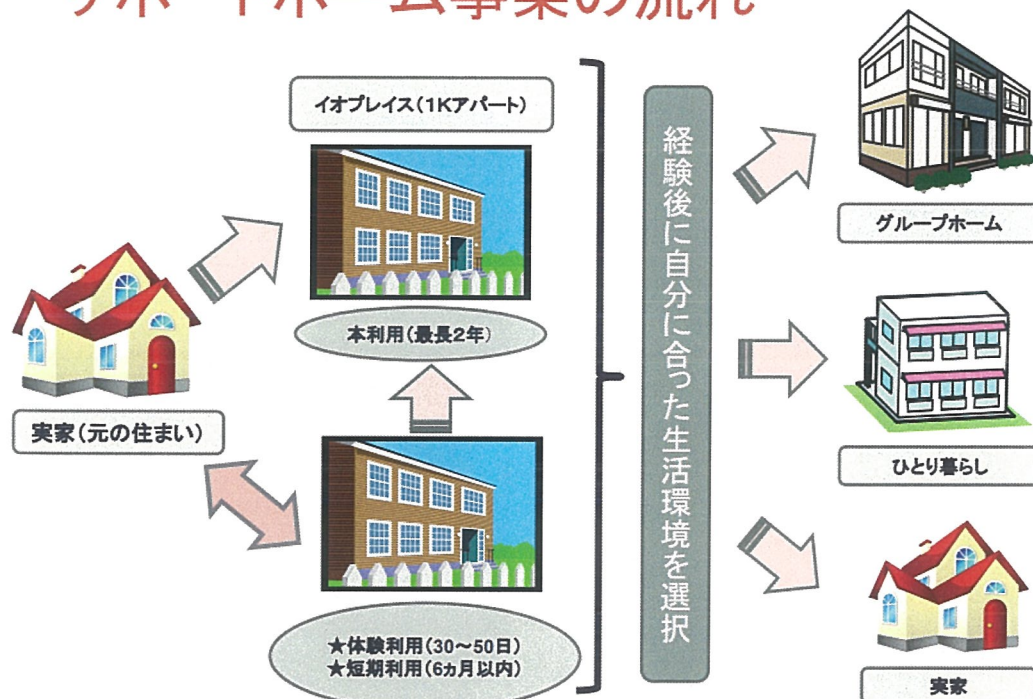
問題が起きる前からの予防的な支援が必要！

サポートホーム事業とは

将来の生活環境の選択～自分に合った暮らしとは？～



サポートホーム事業の流れ



本利用と体験・短期利用の違い

本利用

【設備】

エアコン、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、トースター、掃除機、防炎カーテン

【利用料】家賃のみ

イオプレイス 50,000円

イオプレイスⅡ 54,000円

※光熱水費は実費

※特定障害者特別給付費対象の方は1万円補助あり

※課税対象の方は別途1割負担あり

【期間】

□最長2年

①体験利用 ②短期利用

【設備】

左記+ベッド、布団、TV、食器セット、入浴セット、インターネット環境(無料)

【利用料】家賃+光熱水費

①イオプレイス 59,000円

②イオプレイスⅡ 63,000円

※特定障害者特別給付費対象の方は1万円補助あり

※課税対象の方は別途1割負担あり

【期間】

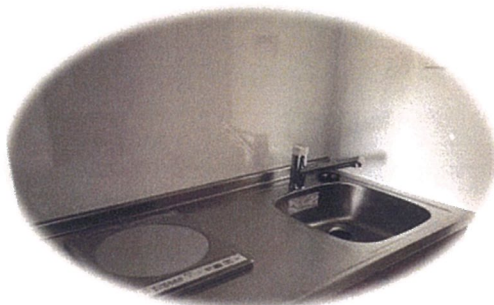
①最短30日～最長50日

②6か月以内

イオプレイス(平成25年1月1日開所)



イオプレイスⅡ(令和2年3月16日開所)



事業対象者



* 発達障害の診断がある人



* 横浜市在住の人



* 受給者証をお持ちの人(区分は問わず)



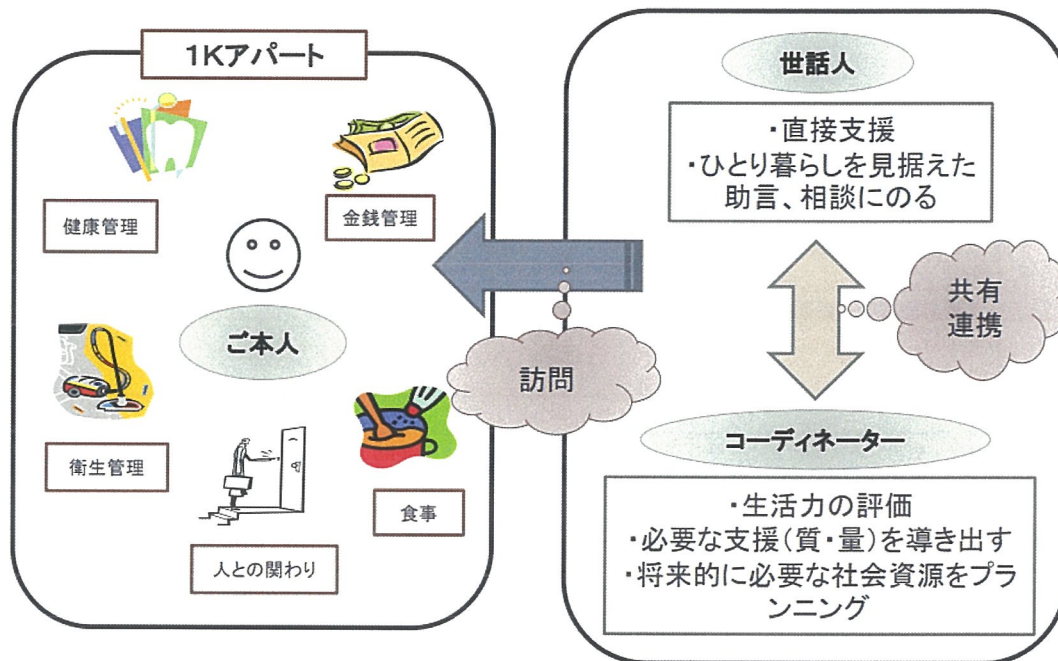
* 原則就労している人(体験・短期利用は除く)

事業対象者層

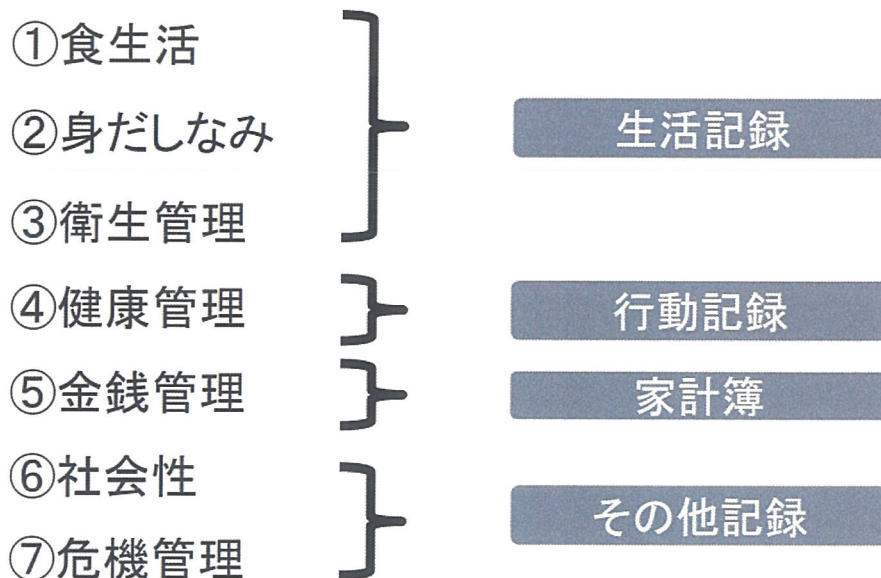
入居前アンケートより

GHでの暮らしと関わり

GHイオプレイスでの暮らし



生活の見える化



NPO 法人成年後見センターかけはし
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その2」

生活記録

～自分の生活記録をつけることで、自己理解を深め、1日を振り返りましょう～

日付： 年 月 日 ()

今日の食事	
メニュー	使った食材
朝	
昼	
夜	
＜今日の食事の感想・このメニューにした理由＞	
今日やった家事など（やったものに○）	
掃除：風呂／トイレ／部屋／他	洗濯：衣類／寝具／取り込み
ゴミ捨て：生／プラ／缶／紙	その他：
気づいたこと、聞きたいことや、つぶやき	体調面（痛み、不調）
	頭／歯／ノド／腰／腹
	その他 _____
	特になし

行動記録

年 月 日 (月)	月 日 (火)	月 日 (水)
0:00	0:00	0:00
1:00	1:00	1:00
2:00	2:00	2:00
3:00	3:00	3:00
4:00	4:00	4:00
5:00	5:00	5:00
6:00	6:00	6:00
7:00	7:00	7:00
8:00	8:00	8:00
9:00	9:00	9:00
10:00	10:00	10:00
11:00	11:00	11:00
12:00	12:00	12:00
13:00	13:00	13:00
14:00	14:00	14:00
15:00	15:00	15:00
16:00	16:00	16:00
17:00	17:00	17:00
18:00	18:00	18:00
19:00	19:00	19:00
20:00	20:00	20:00
21:00	21:00	21:00
22:00	22:00	22:00
23:00	23:00	23:00

起床

朝食

出発

仕事

退勤

買物

夕食

入浴・ゲーム

服薬・就寝

事例紹介

能力ではなく意欲

□ ~~できる or できない~~

⇒やっている or やっていない

□ ~~IQ、支援区分~~

⇒適応行動

(参考: Vineland- II 適応行動尺度 「日本文化科学社」)

発達障害の人の生活における適応行動評価シート

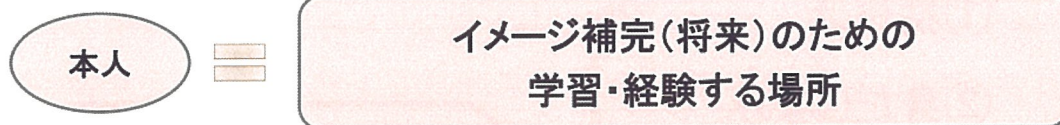
- ①食生活
- ②身だしなみ
- ③衛生管理
- ④健康管理
- ⑤金銭管理
- ⑥社会性
- ⑦危機管理

7領域
31項目

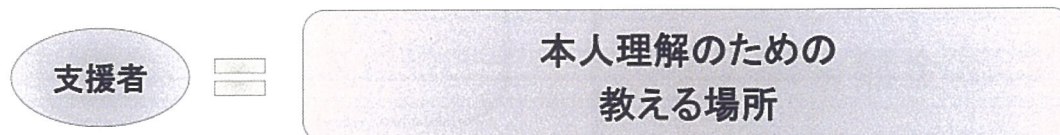
地域でのひとり暮らしへ

- ①本人が住みたい区を選択
- ②物件探し、引っ越しのサポート
- ③新たな居住区での支援ネットワークを構築
- ④新たな支援機関への引き継ぎ
- ⑤ひとり暮らし開始(フォローアップ)

サポートホーム事業とは



自分の得意なことや苦手なこと、「自分を知る」機会になる
⇒自分に合った将来の生活を選択できる

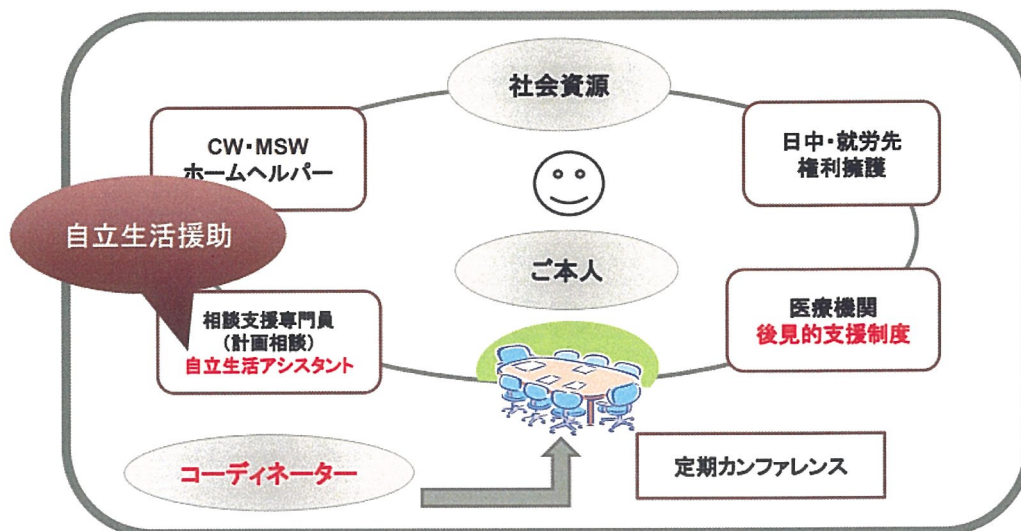


本人にどんなサポート(支援量や支援方法)が必要かわかる
⇒地域生活での社会資源のコーディネートと支援ネット
ワークの構築ができる

地域でのひとり暮らしへ

<イメージ図>

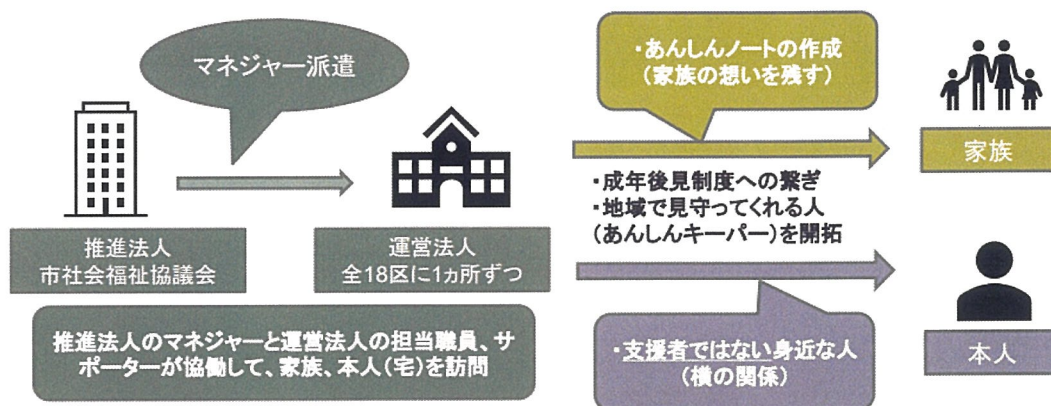
社会的な孤立を防ぐ支援ネットワーク



親亡き後問題への取り組み

- ・成年後見制度とは全く別の...

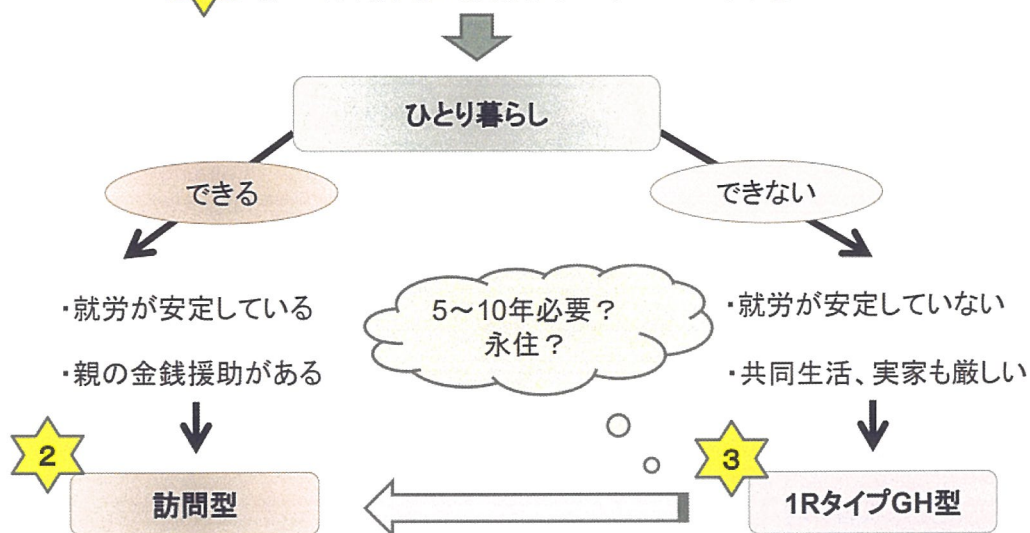
横浜市後見的支援制度



家族的伴走型支援 ...とも言えます

地域移行に必要な機能と課題

1 【生活評価機能(1年or2年)】

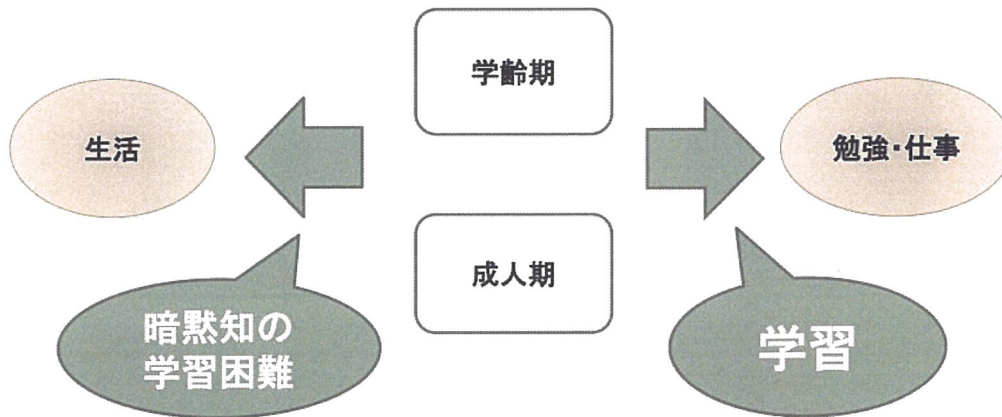


フラムハルド(平成29年3月開所)



映像紹介

教えられるものとしての「生活」



※生活にも「学習する機会」の提供が必要

自律のために必要な力

【自立とは】

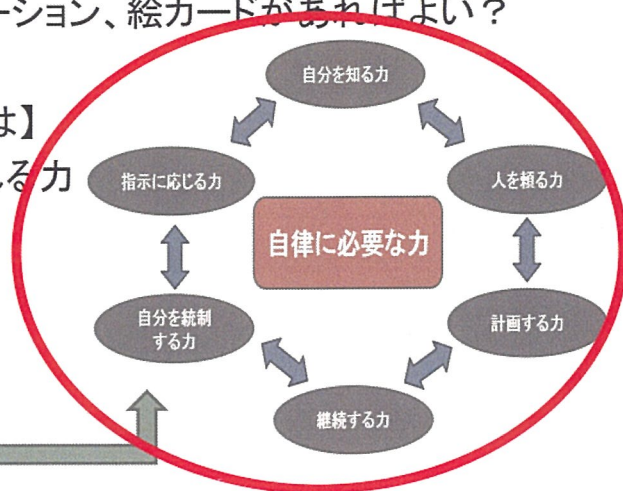
- 混乱なく1日過ごせること？
- 課題や仕事をひとりで完遂できること？
- スケジュールやパーテーション、絵カードがあればよい？

【自律するために必要な力とは】

=働く・暮らすために求められる力

- ※「手伝って」と言えること
- ※人から教わる姿勢を作る

※目に見えない力を育てる



研修会 2日目

10月11日(日)

向川 純平 (むかいはがわ じゅんぺい)

横浜法律事務所（横浜弁護士会所属）共同パートナー弁護士
（2010年弁護士登録）

日本弁護士連合会人権擁護委員会 障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する
特別部会特別委嘱委員

横浜弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会 障がい者部会部会長

横浜市高齢者虐待防止事業相談弁護士

横浜市差別解消事業助言弁護士

神奈川県精神医療審査会委員

特定非営利活動法人福祉オンブズパーソン・Yokohama-net 副理事長

書籍・論文

「福祉の現場にも、ディーセント・ワークを」（日本知的障害者福祉協会 さぼーと 686号）

「障がい者差別よ、さようなら！ ケーススタディ 障害と人権2」（執筆分担 生活書院）

「Q&A 高齢社会の消費者トラブル」（執筆分担 日本加除出版）

「詳説 障害者雇用促進法」（執筆分担 弘文堂）

「Q & A 障害者差別解消法」（執筆分担 生活書院）

「合理的配慮，差別的取り扱いとは何か」（執筆分担 解放出版）

早田 賢史 (そうだ けんじ)

勤務事務所

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 2-14 KT 小川町ビル 2階

駿河台通り法律事務所

TEL： 03-3518-9280 FAX： 03-3518-9281

MAIL： soda@surugadaidori-law.jp

HP： <https://surugadaidori-law.jp>

学歴・経歴等

2010年12月 弁護士登録、銀座通り法律事務所所属（所長 清水建夫弁護士）

2018年2月 駿河台通り法律事務所開設

所属

第二東京弁護士会 弁護士

第二東京弁護士会労働問題検討委員会 委員

第二東京弁護士会高齢者障害者総合支援センター運営委員会 副委員長

日本労働学会 会員

日本労働弁護団会員、日本労働弁護団東京支部 事務局長

働く障害者の弁護団・働くうつの方の弁護団

障害と人権全国弁護士ネット

NPO法人障がい児・者人権ネットワーク会員

NPO 法人成年後見センターかけはし
「成年後見の実践例から学ぶ研修会その2」

【制度】「遺言公正証書と任意後見制度の利用の仕方」

横浜法律事務所 弁護士 向川 純平
駿河台通り法律事務所 弁護士 早田 賢史

- 1 自分や家族の先々のことが心配になったら…
 - (1) 高齢社会とそれに関連する様々な社会問題
 - (2) 後見、遺言がないままだと…

- 2 転ばぬ先の杖 任意後見制度とは
 - (1) 後見制度の概要
 - (2) 法定後見と任意後見の違い
 - (3) 任意後見契約の作り方 作成
 - (4) 任意後見契約の作り方 内容
 - (5) 任意後見が必要な状態になったら…

- 3 立つ鳥後を濁さず 遺言制度とは
 - (1) 遺言制度の概要
 - (2) 遺言の種類
 - (3) 遺言の作り方 作成
 - (4) 遺言の作り方 内容
 - (5) 亡くなった後は…

- 4 応用編 家族信託
 - (1) そもそも信託って何？
 - (2) 特定贈与信託など様々な信託
 - (3) 後見、遺言との違いなど

日詰 正文 (ひづめ まさふみ)

略歴

- ・ S62 金沢大学 文学部行動科学科卒業 卒業
- ・ S63 金沢大学 教育学部特殊教育専攻科 卒業

- ・ H 1～H18 長野県 精神保健福祉センター
- ・ H19～H22 厚生労働省 障害保健福祉部 精神障害保健課 発達障害対策専門官
- ・ H23～H24 長野県 健康福祉部 健康長寿課
- ・ H25～H29 厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課 発達障害対策専門官
- ・ H30～ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 総務企画局 研究部部長

NPO 法人成年後見センターかけはし 「成年後見の実践例から学ぶ研修会その2」

【制度】「知的障がい者の行動特性を理解する」

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設
のぞみの園 企画部研究部部長 日詰正文

【 概 要 】

知的障害は、「知的な面に配慮がないと社会参加が難しい、壁がある」ということを社会のみんなが知るためのことばです。どの時代でも、大多数の人が話したり理解できる標準的なレベルで社会は動いていますが、どの時代にも少数派の「話したり理解したりすることの苦手」な人は確実にいます。

「教えること」＋「誰に教わりたいか」、「教わること」＋「練習すること」、「がんばること」＋「相談すること」などのバランスが、支援現場では大切にされてきています。分かっているようでもう一度とらえ直してみたい「知的障害」について、一緒に振り返りましょう。

・知的障害とは、

- ① 知的能力の遅れ（たとえば、会話について行けない、判断や行動が遅い）
- ② 適応行動の難しさ（たとえば、お金や健康の自己管理が難しい、だまされやすい）
- ③ 幼児期から見られる（事故や認知症などの結果の①②とは違う）

・支援の変遷

- ① 約 200 年前（日本では江戸時代）のヨーロッパ王室から（キリスト教の影響？）
- ② 海外でも日本でも、視覚障害／聴覚障害の方法を模倣する形で発展
- ③ 激しい行動に対しては精神医療が役割を分担

・共通してみられる暮らし

- ① 人に頼る－反発（自分で判断・交渉することが苦手、手先や動作がぎこちない）
- ② 体調管理が苦手（体調の変化に気づく・周囲に伝えることが苦手）
- ③ 時間をかけること、直感的な表現（絵や陶芸）などで長所を発揮する場合があります。

・手助けのポイント

- ① 短い文章で話す
- ② 食事、運動、通院などの習慣は周囲が意識すること
- ③ 習慣にできることを少しずつ増やす

【 参考文献 】

<のぞみの園>

- ・ニュースレター <https://www.nozomi.go.jp/investigation/index.html>
- ・知的・発達障害者のすこやかシリーズ1「健康診断」
<https://www.nozomi.go.jp/investigation/pdf/report/01/202004.pdf>

成年後見の実践例から学ぶ研修会 その2

令和2年10月9日 発行

発行者 NPO 法人成年後見センターかけはし

〒242-0022 神奈川県大和市柳橋2丁目1-26 102号

TEL 046 (244) 5551 FAX 046 (244) 5534

URL <http://www.kakehashi-tomoni.org/>

MAIL info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp

発行所 大塚印刷株式会社

〒242-0028 神奈川県大和市桜森2-14-2

TEL 046 (263) 3838

この冊子は、令和2年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成(WAM 助成)の助成金により作成しました。